

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 ワクチノーバ株式会社

事業所の
所 在 地 栃木県日光市小倉82-1

事業所の
名 称 ワクチノーバ株式会社 栃木ラボラトリ

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和3年7月1日から
令和8年6月30日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

農林水産大臣 野上 浩太郎